

平成 22 年 6 月 14 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007 ～ 2009

課題番号：19520401

研究課題名（和文） 西成瀬の言語教育を中心とした方言と共通語教育の調査・研究

研究課題名（英文） The research / study of dialect and the education of common language, mainly on the education of language in Nishi-Naruse

研究代表者 今村 かほる（IMAMURA KAHORU）

弘前学院大学・文学部・准教授

研究者番号：50265138

研究成果の概要（和文）：遠藤熊吉は昭和4年の著作の中で、既に「共通語」という用語を用いた。また、方言の存在や価値を認めた上で、国語教育の目指すべき対象は「標準語」であるとした。戦後の方言と共通語の教育は、遠藤熊吉が理論的背景となった昭和29年の「標準語教育論争」をきっかけに方言をなおしたり、なくしたりするものという位置づけに変化がおこった。これからの方言の教育は、コミュニケーションツールとしての方言に注目すべきである。

研究成果の概要（英文）：Endo Kumakichi had already used the word “kyo-tsu-go” (common language) in his work in 1929. He recognized the significance of dialect, but he also stated that the goal of the education of national language was “hyo-jun-go” (standard language). After the war, his claim became the theoretical background and “the dispute over the standardization of language” happened in 1954, which started to change the positioning of dialect in the education of language. In the education of dialect in the future, we should pay attention to a dialect as the communication tool.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：人文科学

科研費の分科・細目：言語学・日本語学

キーワード：方言・国語教育・標準語・共通語・音声言語

## 1. 研究開始当初の背景

秋田県西成瀬村（現横手市）はいわゆる「標準語の村」としてつとに有名である。その西成瀬小学校における「ことば教育」は、①. 遠藤熊吉による明治以来昭和27年までの教育と、②. 昭和27年以降平成14年の閉校時と合併後の現在までに大別される。

①について、実際に行われた教育内容や教育実践の中身などについては、遠藤の著作

（『言語教育の理論及び実際』）以外の資料による跡付けは難しく、その中でも発音の矯正に用いられた音声学的理論や矯正法、また、その理論としての標準語・共通語と方言の位置づけの仕方などに関して、遠藤の著作そのものの分析や、学術的検証をした先行研究は、管見に入っていない。

②について、学校教育の中で方言と共通語（特に話ことば）の教育が、どのように展

開してきたのかについて部分的な指摘はあるものの、全体像は解明されてこなかった。

## 2. 研究の目的

本研究は、以下の目的を持っている。

①遠藤熊吉の著作『言語教育の理論及実践』における方言・共通語・標準語の記述を比較し、検討を行う。

これまでの研究で最も手薄だった分野で、遠藤熊吉の理論の検証にあたる。

②その遠藤理論の国語教育界における位置づけを行う。

これまで、標準語の村を作った英雄としての位置づけであったが、秋田や中央の国語教育界における動きの中で遠藤熊吉を位置づける。

③戦後の学習指導要領および教科書における方言と共通語の扱われ方・位置づけについて検証し、戦後から現在までの国語教育における方言と共通語の実態を明らかにする。

昭和22年版の学習指導要領から平成20年版の学習指導要領と、それに基づく教科書における方言と共通語（標準語）に関する教材のデータベース化をはかり、その記述について比較検討する。

## 3. 研究の方法

①遠藤熊吉の著作『言語教育の理論及実践』における方言・共通語・標準語の記述を比較し、検討を行うために、共通語・標準語・方言などに関するこれまでの定説と、著作の本文における記述を比較検討し、その独自性を明らかにする。

②遠藤理論の国語教育界における位置づけを行うために、遠藤熊吉生家における蔵書の調査、秋田県立図書館・秋田市立図書館・秋田大学図書館等での資料収集を行い、文献資料をもとに考察する。

また、西成瀬関係者へのインタビューを実施し、当時の教育実態について明らかにする。

③戦後の学習指導要領および教科書における方言と共通語の扱われ方・位置づけについて検証し、戦後から現在までの国語教育における方言と共通語の実態を明らかにするために、学習指導要領本文を比較する。

また、それに基づいて作成された小学校と中学校の教科書教材における「方言と共通語」教材を、教科書研究所附属教科書図書館と教育政策研究所教育図書館に出向いて収集し、それをもとに教材データベース（教材名・本文）を、入力・作成する。

## 4. 研究成果

### 4.1 遠藤熊吉の方言・共通語・標準語の記述について

これまで、「共通語」という用語については、国立国語研究所における使用例が初出であるという定説があった。

「共通語」という名称が戦後日本で「標準語」に代わるものとして、または、「標準語」に近い意味だが、それと区別すべきものとして用いられ始めた。国立国語研究所の報告書『言語生活の実態——白河市および附近の農村における——』（1951年）あたりが標準語と区別される意味で「共通語」をつかい始めた最初であろう。

しかし、遠藤熊吉の著作『言語教育の理論及実践』（稿本）が記されたのは、昭和4年である。国立国語研究所から遡ること22年前にすでに「共通語」を用いていたことがわかる。

しかも、「標準語」とは明らかに区別して用いていることが、以下の例からもわかる。生活は進展する。而してその実相は生々開新にある。言語も亦生活に即して進展する。国語問題の一としての方言、訛音の矯正も畢竟、生活の変化に伴ふ必然的の道程に過ぎないとも言へよう。国語統一の必要は、今改めて言ふ迄もない。而して吾々が標準語に拠るのも単に国家政策の立場からのみではない。一は文化の立場から、一は国語浄化の立場からである。標準語は言はざるの理想語、抽象語として、吾等民族の軌範たるべきものである。従て民族が之を、共通普遍に使用する意味に於て、共通語と呼ばば一層よくその機能を示すことになるであらう。

のように、定義しており、標準語を「規範」とし、それを「共通普遍に使用する意味に於いて、共通語と呼ぶ」という立場である。昭和4年という時において、標準語と共通語をこのように定義していたことは、特筆に値する。

また、遠藤が指導に用いていた資料については、これまで具体的に明らかにされてこなかった。遠藤家の蔵書に大正8年佐久間鼎『国語の発音とアクセント』がある。そこには、遠藤が児童の発音指導によく用いていたことが確認されている「椅子」「石」「橋」「蓮」「口」「靴」「道」「水」のアクセントと発音に関する書き込みがあり、これを参考としていたことが確認できた。

### 4.2 遠藤理論の国語教育界における位置づけ

明治期から大正期にかけて国語教育・秋田県の教育などについての雑誌論文において、

遠藤熊吉の理論や実践が、いかに位置づけられていたのかについて以下の文献を調査した。『私立秋田県教育会雑誌』『秋田県教育雑誌』（明治32年～昭和4年）、『小学校』（明治39年～昭和4年）、『大日本教育』（明治20年～32年）、『教育・国語教育』（昭和6年～昭和14年）。

その結果、『秋田県教育雑誌』『秋田教育』について調査したところ、大正5年2月25日発行の第293号「第1回研究会記録 算術科」に遠藤熊吉に関する記述が認められた。しかし、それは「算数」の授業・解き方に関するもので、「国語教育」に関して、遠藤熊吉自身、あるいは周辺からの評価などに関する記述は管見に入らなかった。

調査した結果、方言・訛音矯正などに関するテーマを持った論文は多数、認めることができる。いずれも当地ではこんな訛音があるとか、俚言、文法的差異について述べ、方言を矯正して標準語を目指すという方向性は共通している。その点が、方言の存在や使用を認め、一方で学校教育の目的として標準語を目指す遠藤の理論や実践とは異なる。遠藤の理論や実践は、西成瀬では高い評価を得ていたことが、教え子や教師へのインタビューにおいても確認されているが、国語教育界においては、必ずしもスタンダードとはいえなかったことが確認された。

**遠藤の理論や実践が評価されるのは、昭和27年の西尾実（1957）「ことばの教室 まず対話から」『言語生活』9、上甲幹一（1952）「遠藤熊吉翁訪問記」『言語生活』42以降といえる。**

その後、昭和29年に遠藤の最晩年を知る近藤国一がおこした「標準語論争」を契機に、音声言語教育が注目され、昭和30年代には「西成瀬詣で」と称される研究授業が数多く実施される教育実践校へと変容していくのである。

#### 4.3 戦後の国語教育における方言と共通語教育

戦後の国語教育において、標準語・共通語教育は、方言の矯正・撲滅、標準語化が目的とされてきた。

しかし、特に平成になってからは大きな方針転換があり、現在の学習指導要領では話し言葉重視の傾向、国語審議会の答申でも「方言の尊重」が指針として打ち出されている。

そうした戦後の国語教育の歴史の中で、方言と共通語の教育はどのような変化をしてきたのかについて、学習指導要領と教科書記述の変遷を明らかにするとともに、教科書教材のデータベースを作成した。

学習指導要領本文は、昭和22年から平成20年版までを分析・考察した。その際、使用した本文は、昭和56年版までは「文部省科学研究費補助金研究成果公開促進費（データベース）の補助を受け、学習指導要領データベース作成委員会（国立教育政策研究所内）で作成されたもの」であるデータベース（<http://www.nicer.go.jp/guideline/old/>）を使用した。

また、教科書本文については、昭和22年版の学習指導要領に基づいて昭和25年に使用開始の教科書から、最新の平成18年使用開始のものまでを対象として、収集・分析した。（その際、（財）教科書研究センター附属教科書図書館、教育政策研究所教育図書館、東書文庫、広島大学図書館、弘前市総合学習センター教育研究所の蔵書により教科書本文の確認をした。）

分析の対象とした教科書教材・本文は、以下のようにまとめられる。

小学校方言教材		出版社別（小学校）	
使用開始年	教材数	出版社	教材数
S. 25	1	日書	29
S. 26	7	東書	21
S. 27	6	大書	14
S. 28	6	大日本	5
S. 29	6	中教	2
S. 30	3	学図	28
S. 31	6	二葉	8
S. 32	5	三省堂	1
S. 33	5	教出	29
S. 34	5	信教	4
S. 36	17	光村	19
S. 40	9	広図	1
S. 43	7	書院	2
S. 46	8	日文教	1
S. 49	8	総計	164
S. 52	6		
S. 55	7		
S. 58	7		
S. 61	6		
H. 1	6		

H. 4	6
H. 8	6
H. 12	7
H. 14	8
H. 17	6
総計	164
中学校方言教材	
使用年代	教材数
S. 24	1
S. 25	10
S. 26	12
S. 27	44
S. 28	23
S. 29	11
S. 30	23
S. 31	13
S. 32	7
S. 33	9
S. 34	11
S. 35	5
S. 37	31
S. 41	11
S. 44	10
S. 47	11
S. 50	11
S. 53	11
S. 56	10
S. 59	4
S. 62	8
H. 2	5
H. 5	11
H. 9	8
H. 13	2
H. 14	10
H. 18	7

出版社別（中学校）	
出版社	教材数
日書	28
東書	30
大書	5
大日本	4
中教	7
教図	18
実教	4
開隆堂	6
学図	43
双葉	9
秀英	10
三省堂	21
教出	39
富山房	2
愛育社	2
修文館	3
中央（北教）	1
光村	53
市ヶ谷	2
大修館	19
教図研	2
書院	3
東陽	3
池田	2
筑摩	3
計	319

計	319
---	-----

これらの学習指導要領と教材研究のまとめとして、小学校を例に以下、年代順に述べる。

昭和 22 年度 学習指導要領国語科編（試案）

国語科学習指導の目標：なるべく、方言や、なまり、舌のもつれをなおして、標準語に近づける。

小学校四、五、六年の国語科学習指導：できるだけ、語法の正しいことばをつかい、俗語または方言をさけるようにする。

このように、方言は「なおす」あるいは「さける」対象とされている。

この指導要領に基づく教科書教材の例のひとつとして、以下引用する。

昭和 26 年使用開始：東京書籍『新しい国語』「方言をあらためた小学生」

（前略）ほかの土地の人にはわからないような方言はやめて、よいことばを使いましょう、という運動が、わたくしたちの学校でおこなわれています。（中略）

山田さんは、とくにねっしんな五人の友だちといっしょに、

一、どんな時でもわたくしたちは方言を使わない。

二、友だちが使った時はすぐに注意し合う。

という二つのことをかたくやくそくして、方言を使わないようにつとめました。こんどは、組全体の人が、「どうしたらよいことばを使うようになるか。」ということ、自治会でねっしんにそうだんしました。そうして、いちばん多く使われる方言を、二週間ごとに四つか五つぐらいつえらんで、これだけは必ずあらためることに決めました。もしうっかり使った時には、必ずその場で言いなおすことにしました。また教室には、組全体の名を書いた表を作り、学校でこの方言を使った時は、必ずその人の名の所に、黒まるをつけることにしました。はじめのうちは、だれも黒まるだらけでしたが、月日がたつにつれて、だんだん黒まるが少なくなっていきました。

（後略）

この時期の教科書記述は、方言に対しては「標準語」という用語が用いられ、方言をなおす、あるいは方言を改めてよいことばにするという位置づけであることが確認できる。学習指導要領に「共通語」が登場するのは、昭和 26 年である。

昭和 26 年度小学校学習指導要領国語科編（試案）改訂版

国語科学習指導の計画（3学年）：正しい**共通語**であることはいまでもなく、抑揚のある声で、しかも、その場に合った語調で話すことができる。

教科書や、いろいろな読み物の文を読んだり、ラジオを聞いたりすることによって自分の使っていることばの中に、幼児語・方言・なまり・野卑なことばなどのあることに気づかせ、だんだんとよいことばや**共通語を使わせていく**ようにする。

国語教科書に「共通語」が登場するのは、昭和29年に使用開始されたものが早い例である。それによれば、「共通語」は以下のように書かれている。

藤村作『改訂国語』五の下 教育出版 「方言と共通語」

日本全国に通じる言葉、それを「共通語」といいます。ラジオで放送されることばは共通語であり、新聞・雑誌をはじめ、私たちの読むものは、すべて共通語で書かれています。共通語は、だいたい東京方面で使われていることばですが、東京以外の地方に住んでいて、ふだんは方言で話している人でも、必要があれば、いつでも、共通語で話ができるようになっていなければなりません。

これと並行して用いられていたのが「標準語」である。

昭和27～35年使用：学校図書『四年生の国語』下 「ことばの研究 クサッパラ」

みなさんが、教科書で勉強していることばは、日本全国、どこでも通用することばで、これを標準語といえます。

このように、教科書教材においては、国語教育では何を教えるのか、共通語か標準語かという根幹が、採用した教科書毎に違っていたというのが現状であった。

学習指導要領が「標準語」から「共通語」へと変化したことその他、東條操執筆『国語教育シリーズ 方言と国語教育』が、昭和28年3月に文部省から刊行されたことを直接のきっかけとして、国語教育界では実態としての標準語はあるのかないのか、教育目標や実際に教育すべきは「標準語」か「共通語」かなどという疑問が噴出することになり、昭和29年6月に戦後の国語教育界での大論争のひとつと位置づけられている、いわゆる「標準語教育論争」が起こることになった。標準語教育論争の『実践国語』の編集者である飛田多喜男は、昭和33年版の学習指導要領の改訂に関わった委員の一人である。33年版の学習指導要領では、方言と共通語・標準語の位置づけにおいて大きな変化が見られる。

「共通語」という名称ではなく、「全国に通用することば」という表現がなされるようになったことが注目される。これは、「標準語」や「共通語」という名称を用いないことで、国語教育における実質をとった結果の産物であることがわかる。

また、方言と「全国に通用することば」との位置づけ・関係についても大きく変わり、方言を「さける」・「使わない」、「標準語に近づける」・「共通語を使うようにする」から、「違いを理解する」とか、「必要な場合に」といった使い分けの方向へと転換した。ただし、この理解すべき「違い」がどのようなものか、また、「必要な場合」が何を指すかについては、学習指導要領において現在も定義されていない。

昭和43年の改訂では、「共通語」という名称が再び使用されるようになった。この期（46年から54年）の教科書教材の特徴として、①国語教育界における共通語化の認識とそれに基づく方言の位置づけの変化、②教科書教材への言語地図の導入があげられる。

その後、発音に関する記述や対象となる学年に異動があるが、方言と共通語の位置づけについては、52年以降、ほぼそのままとなる。昭和52年・平成元年学習指導要領

〔第4学年〕：なまりや癖のない正しい発音で話すこと。共通語と方言とでは違いがあることを理解し、また、必要に応じて共通語で話すようにすること。

平成10年・平成20年学習指導要領

〔第5学年及び第6学年〕  
：共通語と方言との違いを理解し、また、必要に応じて共通語で話すこと。  
これまで、話すこと聞くこと書くこと読むことという領域の編成とは別に、「言語事項」として方言と共通語は位置づけられてくることが多かったが、20年版の改訂では5・6年生の「話すこと・聞くこと」に位置づけられた。

平成18年使用開始教科書では、方言を以下のように記述して、「方言のいいところ」や「方言を大切にしなければならぬ」ことを記述している。

光村図書：地方特有の表現をふくむその地方の言葉づかい全体

東京書籍：その土地の人たちの間で伝統的に使われてきた言葉や言い方

ここまで見てきたように、方言と共通語（全国に通じる言葉）の位置づけは、昭和33年に記述の上で変化し、「必要な場合」に共通語を使えるようにするという、使い分

けにより共生するものとなった。しかし、現在も方言とは何か・どんなものか、それと共通語とはどのような「違い」があるのか、また共通語を使うのが必要な場合とはどんな時なのかについて、具体的な規定や記述は学習指導要領上になく、平成 11 年版の『学習指導要領解説』には「改まった公の場」や「相手と場の状況を判断して共通語で話す工夫が必要」とある。

それに加えて、国語審議会 20 期答申（平成 7 年 11 月）には、「方言の尊重」が答申された。また、「発音・アクセントの問題」としては「一般にアクセントは地域によって違いがあり、国が全国民を対象とする規範の類を示すのは行き過ぎであろう。」という結論を得ている。また、平成 15 年の文化審議会国語分科会による「これからの時代に求められる国語力について」の審議でも「社会全体にとっての国語」として、方言は「地域における人々の共通の生活言語であり、またそれぞれの地域の文化の中核」であることや、「社会変化への対応と国語」について「地域での意思疎通の円滑化と地域文化の特色の維持のためには、方言についても一定の対応が必要」とされた。

これらのことを含めて考えると、今現在、国語施策として求められていることの一つが「方言」の教育である。それは、ことばそのものの運用教育もないわけではないが、それ以外に求められているのは地域文化としての方言であり、地域社会とのコミュニケーション能力の育成方法を伴う「方言」の役割が期待されているとも言える。つまりは、国語教育では何を・どこまで扱うのか、それ以外に「地域文化としての方言」をどこで・どのように扱うのかを問題とすべきである。国語教育の範囲内でおこなう「言語教育」とそれを越えて社会科学習と連携し、総合的な学習の時間で扱う「地域学習・文化としての方言教育」とに分けることを提案したい。

国語教言では、「方言と共通語の違いを理解する」ことが求められている。それはことばそのものを学ぶというよりは、ことばに関する知識を得て、理解することといえる。それを、**方言単独ではなく、共通語とセットにして扱う**必要がある。その中で、少なくとも以下の定義と説明が必要となる。

**方言・共通語とはいったいどんなものであるのか** → 言語の体系かその一部か

**どんな役割を担っているのか** → 地域の差以外に世代・男女の差をこえるのか

**方言・共通語のよさとは何なのか** → だからどうするのがいいのか

話し言葉と書き言葉との違いや敬語など、社会とことばとの関係に基づく学習が他の学年でおこなわれるが、世代差や男女差については、少なくとも小学校では扱われていない。また、方言そのものを国語教育の目的とはなしえないということがある。

そのため、国語教育教材という縛りを越えた総合学習教材としての方言について提案する。「**地域の文化としての方言**」を位置づけることを提案する。ここでは、言語そのものの体系的な理解（音・語彙・文法）よりも、ひとつの方言形を持つ伝統性や、意味的広がり、気づかれにくい方言の発見など、自分たちの住んでいる地域のことばとしての方言に対する興味関心の刺激をすることを主眼とする。それは、調査票を作る（聞く項目を設定する）、話者（地域の高年層）に依頼をする、インタビューする技術を学ぶ、記録を取る、まとめる、発表する・情報を発信する（HPや新聞）という一連の流れとして提示することが望ましい。実際、総合的な学習として方言を活用している例もあり、それらはこうした手順に乗っ取っている場合が多く、調べ学習・発表学習の一貫として位置づけられる。（かつて、国語学習として教科書教材にこれらの学習を取り込んでいた時期もあった）

これは、方言学の調査研究のノウハウが蓄積された分野であり、是非、活用されるべき内容のひとつである。こうした資料に基づく歴史的研究・異分野から捉えた方言の研究・社会への活用を目指した研究は、これまでの方言研究には、あまり見当たらない姿勢であり、今後の研究の方向性として学会発表時にも注目を集めた。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計 1 件）

今村かほる「国語教育における方言と共通語の教育」日本方言研究会 2008 年 5 月於：日本大学

〔その他〕

朝日新聞 2009 年 11 月 30 日特集：教育欄

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者 今村かほる

(IMAMURA KAHORU)

研究者番号：50265138